

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）C店に、同日から同年〇月〇日までの期間社員として採用され、同年〇月〇日及び同月〇日、Dセンターで業務研修（初期トレーニング、〇時間）を受けた。
- 2 請求人によると、勤務日（店舗研修）について、配属先であるC店の店長（以下「店長」という。）から、希望と異なる時間帯を指定され、結局解雇されるという嫌がらせを受けたため、精神的に不安定になり、イライラと不眠が続いたという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「神経症性障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書、H医師の同月〇日付け意見書及び診療録等を踏まえた上で、平成〇年頃にICD—10診断ガイドラインにおける「F22 持続性妄想性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その症状は発病時点から寛解することなく継続していた旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、F医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 認定基準によると、精神障害の悪化については、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内（以下「評価期間」という。）に当該疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと認められる場合は、特別な出来事による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うこととされている。

(4) 請求人の精神障害について、H医師は、平成〇年頃に発病した時点から被害関係妄想が続いていたと診断しており、会社における研修ないしは勤務時間に係る折衝において重篤化したという事実は認められないことから、本件疾病が認定基準にいう自然経過を超えて著しく悪化したものとは判断できない。

なお、請求人が主張する時期（平成〇年〇月頃）に請求人の精神障害が悪化したと仮定し、評価期間中の店長との店舗研修の日程をめぐるトラブルについて、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討したとしても、同出来事は、勤務可能となる時間に係る行き違いにすぎず、その心理的負荷の強度は「弱」と判断すべきものであり、「特別な出来事」に例示する内容に該当するような心理的負荷が極度のものでは判断し得ない。

(5) 以上のとおりであるから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。